

2025 年 9 月

投資家の皆様へ

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

**「BNYメロン・日本株式ダイナミック戦略ファンド（愛称：臨機応変）」
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

「BNYメロン・日本株式ダイナミック戦略ファンド（愛称：臨機応変）」にて、運用指図の権限を委託していますニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が2025年末までに運用業務を終了する予定であることから、運用の継続を検討したものの、グループ内で引き継ぎ得る運用会社がなかったことに加え、弊社で直接運用等を行う体制が整っていないことから、運用の基本方針で定める投資態度に沿った運用継続は困難であること、残存信託期間（信託期間終了日：2026年10月13日）等を勘案し、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりもお預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資する行為と判断いたしました。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

◆ 繰上償還にかかる書面決議の手続きおよび日程

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| ① 受益者の確定日 | 2025 年 9 月 10 日 |
| ② 書面による議決権の行使期限 | 2025 年 10 月 9 日まで |
| ③ 書面決議の日
（繰上償還の可否が決定される日） | 2025 年 10 月 10 日 |
| ④ 繰上償還予定日 | 2025 年 10 月 31 日 |

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、2025年10月31日をもって繰上償還いたします。なお、換金のお申込みは2025年10月29日（販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、お取引の販売会社にご確認ください。）までとなります。

また、上記の議決権口数による賛成が得られず否決された場合は、繰上償還をいたしません。

書面による議決権の行使は、2025年9月10日時点の受益者（2025年9月9日までに購入のお申込みをされた方）を対象としております。2025年9月10日以降に購入のお申込みをされ取得された受益権につきましては、上記の書面決議における議決権はございません。

以上